第３章　史跡等の概要及び現状と課題

１．特別史跡指定の経緯・指定理由

（１）指定の経緯

慶長 9 年（1604）7 月 1 日に築城工事が始まったと伝えられる彦根城は、明治時代初期の取り壊しの危機やアジア太平洋戦争の戦火による危機を経ても、天守を始めとする主要な城郭建造物が保存・継承されている。

天守を始めとする彦根城の中枢部分を所有していた彦根市は、貴重な文化財である彦根城が末永く保存されることを願って、昭和 22 年（1947）１月 23 日付けで文部大臣に対して史蹟指定申請を行い、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）制定後の昭和 26 年（1951）６月９日付けで史跡指定、昭和 31 年（1956）７月 19 日付けで特別史跡指定を受けた。この際の指定面積は 488,627 ㎡を測る[1]。

その後、彦根城外堀の内側に沿って築かれていた外堀土塁遺構（惣構堀）の保護を図るため、中央町及び錦町に所在する４筆、1,305.79 ㎡について、平成 28 年（2016）３月１日付けで追加指定を受けた。これによって、特別史跡彦根城跡の指定面積は 489,932.79 ㎡となった。

（２）指定理由

彦根城跡は、江戸時代、徳川譜代大名筆頭格として知られる彦根藩主井伊家歴代の居城として営まれた城跡である。慶長八年（1603）井伊直勝がこの地を選んで構築を開始し、同九年佐和山城から移り、直孝の代の元和八年（1622）にほぼ完成をみた。城跡は、琵琶湖を北方に臨む独立丘陵一帯（金亀山）に所在する。

山上に郭をほぼ一直線に配置し、本丸を中心として西に西之丸、更に空堀を穿って先端部に郭を配し、その山稜が北に降って尽きるところに山崎丸を置く。また、本丸の南方には切通しを隔てて鐘之丸を構える。丘陵斜面には他の城郭では珍しい「登り石垣」を設けている。この丘陵の裾に沿って内堀を廻らし、南西に大手口を開く。内堀と外堀の間に「第二郭」（上級武家屋敷地）を置き、中堀の外側には武家地・町人地・寺社地等が展開し、外堀（惣構堀）によって囲繞されていた。城内には天守（国宝）をはじめ、太鼓門・天秤櫓･西ノ丸三重櫓･佐和口多聞櫓・馬屋（いずれも重要文化財）等の建物が現存し、石垣・枡形等もよく旧来の規模をとどめている。江戸時代、雄藩の城として重要であり、また遺構がよく残り、縄張りの巧みな点において城郭史上重要な遺跡であることから、中堀以内の区域を昭和 26 年（1951）に史跡に指定し、昭和 31 年には特別史跡に指定してその保護を図っている。

今回追加指定を行うのは、外堀（惣構堀）の一角である。彦根城の外堀は堀と土塁（「土居」）からなる総延長約 3.8 キロメートルの規模で、御門（虎口）７箇所、通用口３箇所を設けてあった。近代以降、土塁の削平と堀の埋め立てが進行したが、金亀山の南約 900 メートルの地点、油懸口と高宮口の間に位置する外堀最南端の箇所に、外堀土塁が延長約 23 メートル分良好に残っている。平成 27 年に彦根市教育委員会が行った発掘調査によれば、土塁の規模は、高さ約 5.5 メートル、上端幅約４メートル、下端幅約 17 メートルの台形状を呈し、堀は内側は素掘り、外側は石垣を持つ

---

[1] 指定面積は昭和 22 年の申請時においては、反、畝、歩を単位として筆ごとの面積が書き上げられており、488,627 ㎡という当初指定面積は、メートル法に換算し直した数字である。また、筆単位の土地面積は原則的には公簿面積に基づいているが、筆の一部について実測面積を求めて史跡指定した筆も複数あり、実測面積と公簿面積が入り混じった数値の合計面積として算出された数字である。

形状で、堀幅は絵図資料の記載とも一致する約 21 メートル幅であった。土塁は、下部城内側において粘性の強い山土により一旦小規模な土手を敲きしめながら構築し、その後、堀の開削土となる川石混じりの川底砂を水平に敲きしめながら造成していた。彦根城跡の外堀遺構として貴重であることから、特別史跡に追加指定して、保護の万全を図るものである。

（文化庁文化財部 2016「特別史跡の追加指定　彦根城跡」『月刊文化財』629 号より転載）

写真：特別史跡彦根城跡空中写真

２．特別史跡の本質的価値と構成要素

（１）彦根城跡の本質的価値

『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』で定められた「彦根城跡の歴史的資産としての本質的価値」は以下の５つに示される。

ⅰ）日本の近世史・城郭史に欠かせない重要な位置を占める遺跡である

江戸幕府の大老を輩出した譜代の雄藩において、江戸時代初期に藩の政治的拠点として築造され、江戸時代の全期間を通じて機能した近世城郭の遺跡である。また、江戸幕府が天下普請によって築造を開始し、石垣や堀切、切岸などを用いつつ巧みに縄張りを配置している点など、日本の近世史や城郭史を語るうえで欠かせない重要な歴史的位置を占めている。

ⅱ）石垣・土塁・堀や地下遺構、庭園などの諸要素が、良好な状態で一体的に保存されている遺跡である

地上に顕在化した良好な状態で保存されている山上の曲輪群や石垣・土塁・堀などの遺構のほか、地上に顕在化していない表御殿や藩校、有力家臣の武家屋敷等の地下遺構、名勝に指定されている大名庭園の玄宮楽々園などの近世城郭を構成する諸要素が、良好な状態で一体的に保存されている遺跡である。

ⅲ）江戸時代の城郭建造物が、数多く残されている遺跡である

天守をはじめ、国宝・重要文化財に指定されている６件７棟の近世城郭建造物が、史跡の中に良好な状態で保存されている。また、上記の指定建造物以外にも、大名庭園や武家屋敷に伴う江戸時代の建造物数棟が現存している。

ⅳ）歴史的変遷を史料で確認することができる遺跡である

近世城郭の築造や修理などの歴史的な変遷を、彦根藩等が作成した古文書や古絵図などの史料によって確認することができる遺跡である。

上記の４つ以外に、現在の特別史跡指定地の周辺を含めて検討した場合には、彦根城跡の歴史的資産としての本質的価値については下記の点も抽出することができる。

ⅴ）城下町を含めた近世城郭の全体構造を知ることができる遺跡である

道路や水路などの地上に残されている痕跡から江戸時代の地割が読み取れ、３重の堀に囲まれた近世城郭と城下町の全体構造を知ることができる。

残された地割の中には、江戸時代に建築された武家屋敷の長屋門や足軽組屋敷、町屋などの建造物が点的に残されており、古文書や古絵図などの史料と現地に残された地割とを対比させながら、城下における武家屋敷や町屋などの配置を裏付けることができる。

↑『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』の「彦根城跡の歴史的資産としての本質的価値」を転載。

（２）特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素

『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』に示されている構成要素の内、「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」と「特別史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」の分布を以下に示す。なお、「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」については現況写真と共に概要を以降に掲載する。

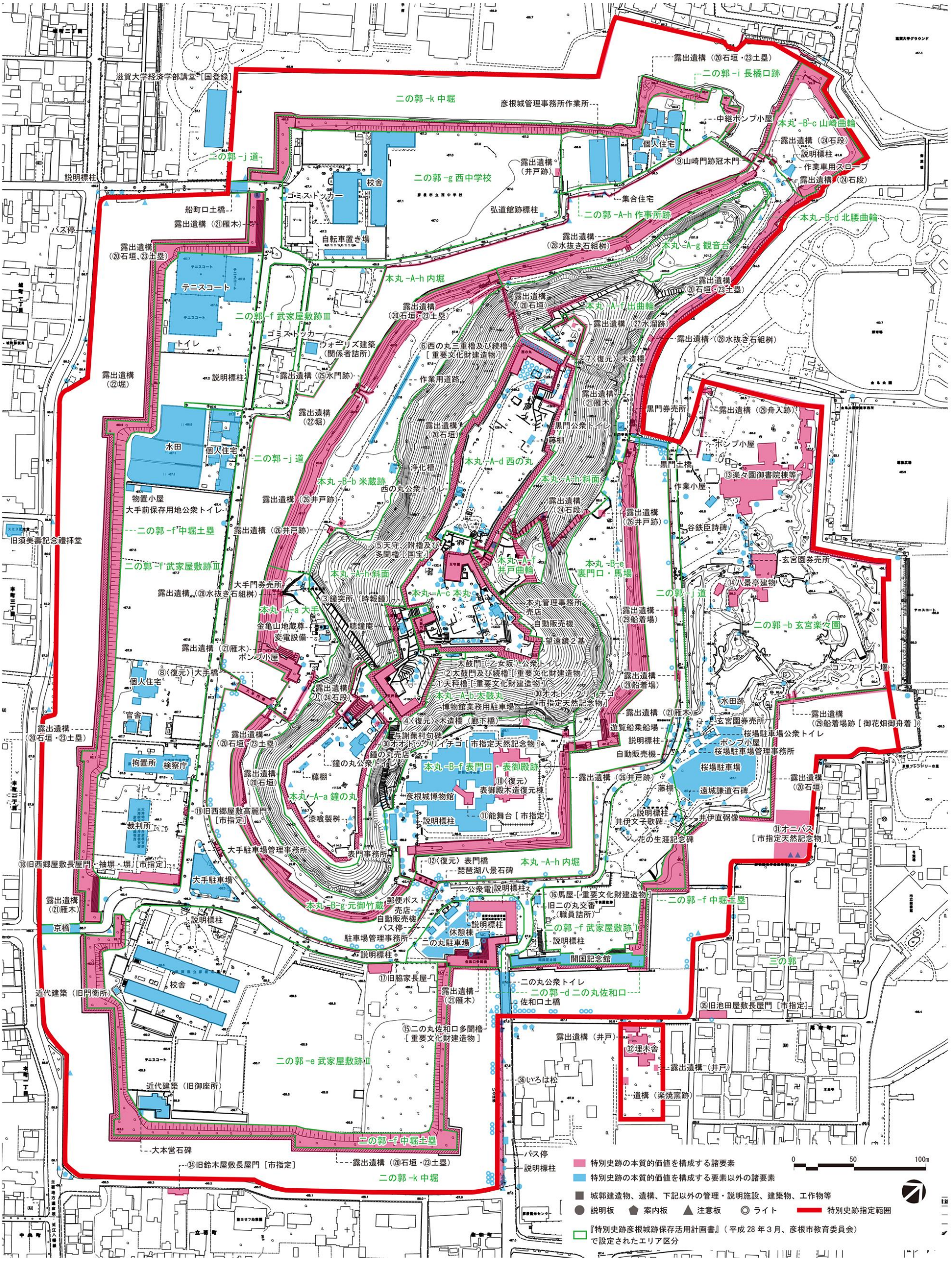

図：特別史跡彦根城跡「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」及び「特別史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」分布図①

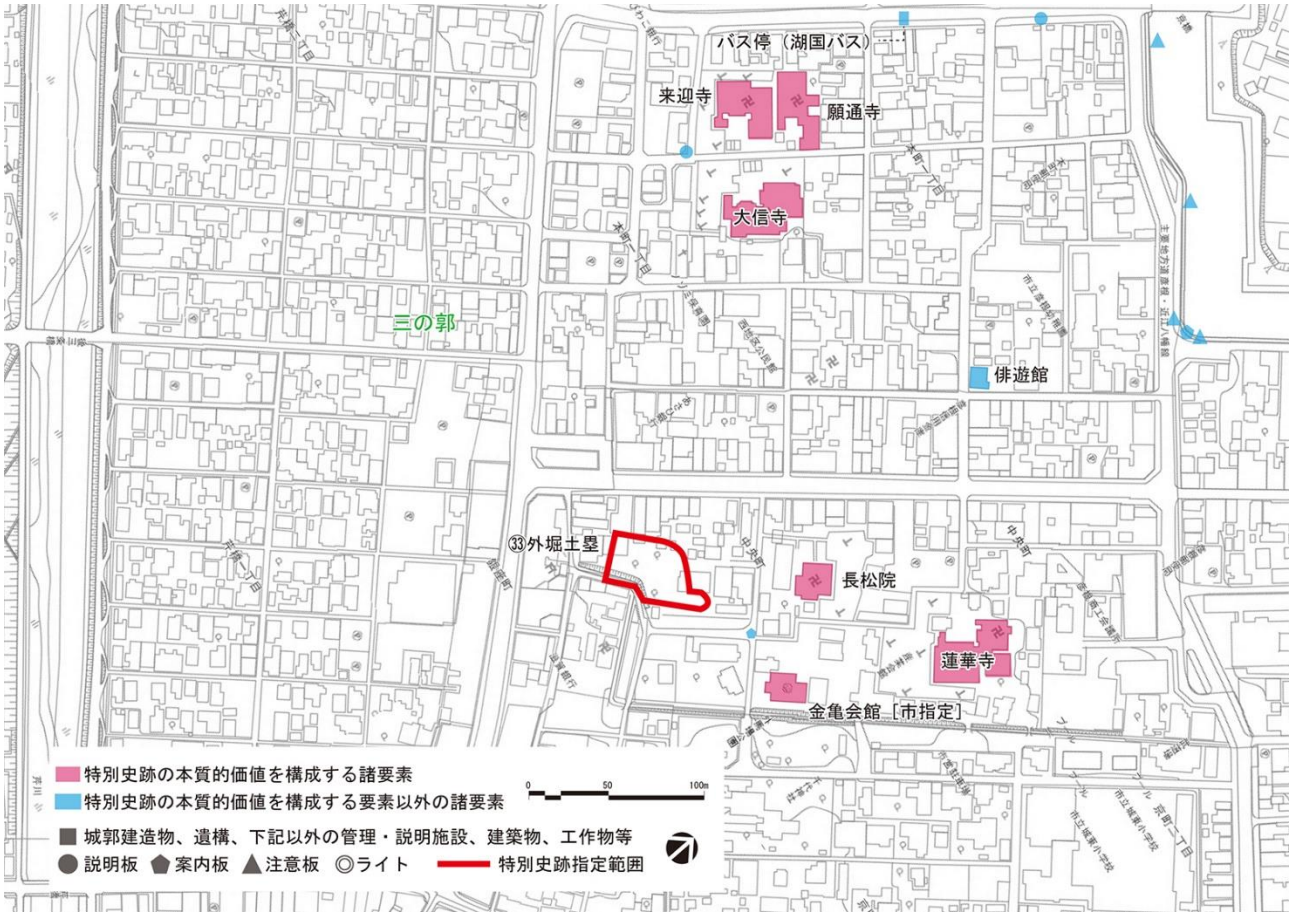

図：特別史跡彦根城跡「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」及び「特別史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」分布図②

表：特別史跡の本質的価値を構成する主な諸要素の概要及び現況

番号	名称及び概要	現況写真[2]
①	天秤櫓［重要文化財建造物］ 太鼓丸に位置する、東の大堀切（尾根を遮断してつくられた巨大な空堀）を守る櫓門である。築城当初に建てられた。内部は、武器・武具の収蔵庫として使用されていた。嘉永7年（1854）には、門より西側が石垣を含め全面改修された。 （『彦根城世界遺産登録推薦書原案（骨子）[3]』より）	

2 使用している写真については、令和元年（2019）10 月 14 日及び同月 15 日、同年 12 月4日及び同月5日に撮影した。

3 彦根市 2019「2.a.2 顕著な普遍的価値に関連する構成要素」『彦根城世界遺産登録推薦書原案（骨子）』から引用。

番号	名称及び概要	現況写真
②	**太鼓門及び続櫓［重要文化財建造物］** 太鼓丸に位置する、天守に至る道の最終関門となる櫓門である。築城当初に建てられた。門の上部に1階建ての櫓が建てられ、南側に続櫓が L 字状に接続している。太鼓を打つ場所だったと考えられ、番所としても使用された。 （『彦根城世界遺産登録推薦書原案（骨子）』より）	
③	**鐘突所（時報鐘）** 太鼓丸に位置する建造物で、吊るされている時報鐘は城下に時を告げる役割を担っていた。築城当初は鐘の丸に設置されていたものが、より遠くまで音が届くようにするため太鼓丸に移されたと伝えられる。現在の鐘突所の建立年代は不明である。時報鐘は弘化元年に 12 代井伊直亮が発注したと伝えられる。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書[4]』）より	
④	**〈復元〉木造橋（廊下橋）** 鐘の丸と太鼓丸を繋ぎ、大堀切を渡る木造橋である。現在は昭和 40 年（1965）に架け替えられたものが存在する。史跡指定前に撮影された写真では、橋脚の基部を石垣に穿った穴に据えていた旧状がうかがえるが、現在は大堀切の底にコンクリート基礎を設けている。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
⑤	**天守、附櫓及び多聞櫓［国宝］** 天守は高さ約 15.5m の3階建て（地下階段室、玄関付き）で、1階建ての附櫓と多聞櫓が接続している。天守は、築城開始から2年後の慶長 11 年（1606）に徳川家の命令で既存の大津城天守を解体し、部材を再利用して建てられた。 （『彦根城世界遺産登録推薦書原案（骨子）』より）	

4 彦根市 2016『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』から引用。

番号	名称及び概要	現況写真
⑥	**西の丸三重櫓及び続櫓［重要文化財建造物］** 西の丸に位置する、西の大堀切を守る櫓である。築城当所に建てられた。3階建ての櫓の北と東にそれぞれ続櫓が接続している。内部は鉄砲の弾薬または旗の収蔵庫として使用されていた。嘉永6年（1853）に大規模修理が行われ、柱・梁材の大部分が取り替えられた。 （『彦根城世界遺産登録推薦書原案（骨子）』より）	
⑦	**〈復元〉木造橋** 北の大堀切に架けられた橋である。明治時代前期に以前の橋が撤去され、現在のものはそれ以降に建設された。石垣に残された痕跡から判断して、廊下橋と同様にかつては石垣に橋脚基礎を据える構造だったが、現在はコンクリート基礎の上に柱を据えている。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
⑧	**〈復元〉大手橋** 本丸と二の郭を繋ぎ、内堀を渡る木造橋である。現在は、老朽化に伴って昭和55・56年度に改修されたものが架かっている。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
⑨	**山崎門跡冠木門** 内堀を渡って本丸に入る門は大手口、表門口、裏門口、黒門口、山崎口の5箇所に設けられていたが、そのうち山崎口に現存する唯一の門である。城下から移設されたと伝わるが、詳細は明らかでない。江戸時代には長橋口跡から木橋が架けられていたが、現在は架橋されていない。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	

番号	名称及び概要	現況写真
⑩	**〈復元〉表御殿木造復元棟** 表御殿は元和8年(1622)までに建てられたが、明治 11 年(1878)頃に取り壊された。昭和 48 年(1983)以降全面的な発掘調査が行われ、昭和 62 年(1987)に博物館を兼ねて復元された。木造復元棟は表御殿内で当主が日常生活を営んだ「奥向」に当たる場所である。 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』、彦根城博物館 HP[5]より)	
⑪	**能舞台[市指定建造物]** 寛政 12 年(1800)に建てられ、表御殿での祝賀行事として能が上演された舞台である。表御殿が取り壊された後に近隣の神社に移築され保存されていたが、昭和 59 年(1984)以降に再び現在の位置に移築された。御書院棟と御広間棟から鑑賞できる中庭に設けられている。 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
⑫	**〈復元〉表門橋** 平成 13 年度(2001)～15 年度(2003)の復元整備工事により、昭和 44 年(1969)に架橋された既存の木橋を解体して架橋された。基礎工事には現代工法を採用しているが、橋の形態は江戸時代の絵図や古写真を参考にしている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
⑬	**楽々園御書院棟等** 下屋敷や隠居所として使用された槻御殿を中心とする、楽々園内に位置する。楽々園は延宝5年(1677)に4代直興によって造営が開始され、文化 10 年(1813)に 11 代直中の大規模な増改築により御書院が新築された。御書院からは、12 代直亮により増築された楽々の間等の建造物が連続して現存している。 (彦根市 2018『名勝玄宮楽々園』パンフレットより)	

5 彦根城博物館<http://hikone-castle-museum.jp/about/>[最終閲覧:2020.1.11]より引用。

番号	名称及び概要	現況写真
⑭	**八景亭建物** 楽々園に隣接して延宝5年(1677)から4代直興による造営が開始された、大規模な池泉回遊式庭園である玄宮園内に位置する。鳳翔台と臨地閣という2棟の小座敷を中心とする8棟から構成されている。昭和 50 年(1975)の火災で焼失して再建された部分もあるが、臨地閣と畳廊下は文化 10 年(1813)頃の建築と考えられている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、玄宮園説明板より)	
⑮	**二の丸佐和口多聞櫓[重要文化財建造物]** 江戸方面への正面出入口である、佐和口を守る重要な櫓である。二の郭にあり、内部は細工方などの役所として使用されていた。南橋のみ2階建てで、建物の高さは約 10.2m である。元和8年(1622)頃までに建てられたが、明和4年(1767)に火災で焼失し、明和8年(1771)までに再建された。 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	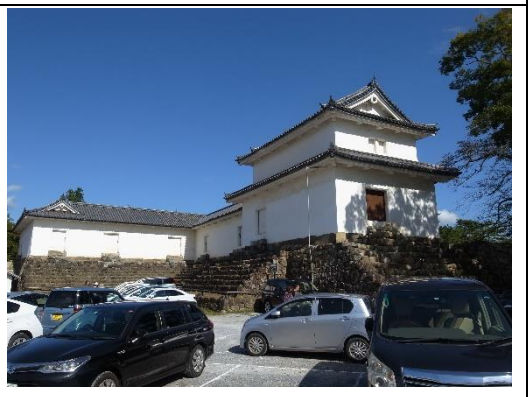
⑯	**馬屋[重要文化財建造物]** 二の郭にあり、表御殿の付属施設として、城主の馬を飼育した施設である。屋根の葺き替えの痕跡から、元禄 13 年(1700)頃に建てられたと推定されている。明和4年(1767)に佐和口多聞櫓が焼失した際、同櫓に隣接した部分が焼失し、その後修復された。内部には 21 頭分の馬つなぎ場が設けられている。 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
⑰	**旧脇屋長屋** 脇家は代々の当主が家老や中老を務めた重臣である。享和2年(1802)に脇家の長屋が建てられたという史料があり、この時に建てられた可能性が高い。桁行約 17.3m、梁間約 5.8m だが、屋根と外壁の形状から当初は北側にさらに長く伸び、門を設けた長屋門だった可能性がある。 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	

番号	名称及び概要	現況写真
⑱	**旧西郷屋敷長屋門・袖塀・塀［市指定建造物］** 二の郭の武家屋敷跡に位置する。長屋門は寛保2年(1742)の建築であり、明治 16 年(1883)に隣地の庵原屋敷の長屋門が移築されたと考えられている。桁行 24 間、梁間 3 間、入母屋造り瓦葺で、門は 2 本の鏡柱を建てて冠木を渡し、両開きの板扉を配して、両側に潜戸を設けている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
⑲	**旧西郷屋敷長屋門高麗門［市指定建造物］** 二の郭の武家屋敷跡に位置する。長屋門の西側にあり、切妻造り桟瓦葺で控壁は板瓦に長軒丸瓦葺である。東袖塀に脇柱を建て、鏡柱間に内片開き潜戸を釣る。西袖塀は矩折りとし、ともに腰はササラ子下見板張りで、屋根は桟瓦葺である。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
⑳	**露出遺構(石垣)** 堀の両岸及び丘陵部に位置し、防御の役割を果たすとともに城内に一体性を持たせていた。内堀内周は基本的に裾部のみに腰巻石垣を築くが、昭和時代まで松原内湖に面していた北東部は高石垣を築き、南部では腰巻石垣に加えて上部に鉢巻石垣を築いている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、『彦根城　世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	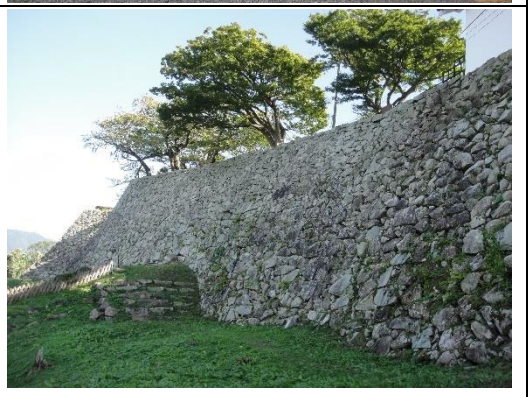
㉑	**露出遺構(雁木)** 石垣や土塁に昇降するために付設された階段状の石造物である。土塁に沿って本丸の黒門口、裏門口、大手口、二の郭の京橋口、船町口、佐和口付近に存在する。	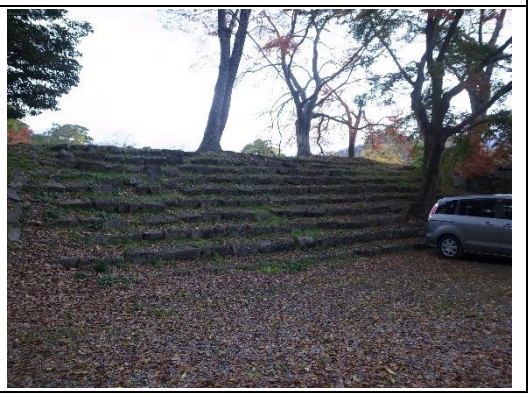

番号	名称及び概要	現況写真
㉒	**露出遺構（堀）** かつては本丸と二の廓を隔てる内堀、二の廓と三の廓を隔てる中堀、三の郭と郊外を隔てる外堀があり、いずれも松原内湖に繋がっていた。昭和時代に松原内湖及び外堀の大半が埋め立てられ、以降は堀全域が良好に保存されている。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、『彦根城　世界遺産登録推薦書原案（骨子）』より）	
㉓	**露出遺構（土塁）** 内堀及び中堀の内側に設けられている。土塁上にはソメイヨシノをはじめとする樹木が生育しており、江戸時代には瓦塀が築かれていた。中堀土塁上には、現存する佐和口多聞櫓のほかにも、中堀に面して隅櫓、多聞櫓が明治維新後の廃城まで築かれていた。現在でも櫓の基礎に用いられた礎石が、土塁の上に良好に残存している箇所がある。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	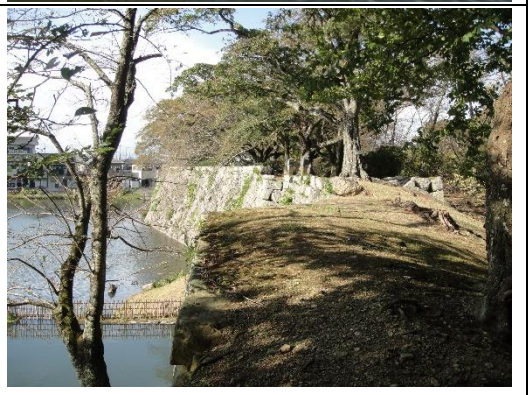
㉔	**露出遺構（石段）** 鐘の丸北西部の進入路、黒門山道から井戸曲輪への進入路、北腰曲輪から山崎曲輪への進入路等、城内に複数個所設けられている。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
㉕	**露出遺構（水門跡）** 米蔵跡に位置し、内堀沿いの土塁上に設けた瓦塀を切って築かれた水門である。「御城内御絵図[6]」によると、周辺には幕府から預かった軍用米を保管する米蔵が 17 棟あり、水門は舟を用いた米の搬出・搬入に使用された。現在は門の左右の石垣が残っており、平成 13 年度に保存修理を行った。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	

6 文化 11 年（1814）に彦根藩の普請奉行が作成させた公的な絵図。

番号	名称及び概要	現況写真
㉖	**露出遺構（井戸跡）** 鐘の丸、井戸曲輪、米蔵跡、表門口・表御殿跡、西中学校に位置する。写真は米蔵跡にある2基のうち、石組みが露出した南側の1基である。特別史跡指定以前にここに石地蔵が集められており、それらを祀るために大正時代に建てられたのが大手にある金亀山地蔵尊であると言われている。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
㉗	**露出遺構（水溜跡）** 本丸、西の丸、出曲輪に存在する。写真は出曲輪内に 1 箇所露出して残されている遺構で、内側で南北 3.6m、東西 1.5m あり、比較的大規模なものである。これより西側にも内部が埋まった水溜状施設があり、地表面で観察できる。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
㉘	**露出遺構（水抜き石組桝）** 大手及び北腰曲輪に位置する。石垣の外側下部に排水孔が設けられており、城内の排水を集めて内堀へ排出するための施設と考えられる。写真は北腰曲輪の土塁裾に2箇所あるうちの1箇所で、2.7x2m 程度の規模である。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
㉙	**露出遺構（船着場跡・船着場・舟入跡）** 内堀外周及び中堀外周に複数個所存在している。写真は、昭和時代まで松原内湖に面していた玄宮楽々園内の船着場跡（御花畑御舟着）で、平成 27 年度に保存修理を実施した。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	

番号	名称及び概要	現況写真
㉚	**オオトックリイチゴ［市指定天然記念物］** 天秤櫓と鐘の丸を繋ぐ木造橋のたもと及び彦根城博物館の裏手に生育する。バラ科キイチゴ属の1種であり、牧野富太郎が彦根中学校に務めていた平瀬作五郎の協力を得て発見した。彦根城跡にのみ存在する。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
㉛	**オニバス［市指定天然記念物］** 中堀に生育する。スイレン科オニバス属の1種であり、1年生の水生植物で、全体に鋭いトゲが密生している。敵の侵略を防ぐため生育させたと伝えられるが、築城以前から松原内湖に自生していた可能性も考えられる。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	
㉜	**埋木舎** 埋木舎は井伊家の庶子（跡継ぎ以外の男子）を養育する場として使用されており、13代直弼もここで学問、古典的教養、作法・精神を学んだ。外周を塀で囲み、門を構え奥に主屋を配置し、内部には対面・接客空間、藩主の居住空間、使用人の居住空間が設けられ武家屋敷としての特徴を備えている。 （『彦根城世界遺産登録推薦書原案（骨子）』より）	
㉝	**外堀土塁** 江戸時代初期に外堀内側に築造された土塁である。平成27年に現況測量及び遺構確認調査を実施し、平成28年に1,305.70㎡の範囲が追加指定された。 （『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より）	

番号	名称及び概要	現況写真
㉞	**旧鈴木屋敷長屋門[市指定建造物]** 三の郭に多く存在した武家屋敷のうち、埋木舎以外で現存する2棟のうち1棟である。文久2年(1862)に建てられたもので、通常は外観のみを一般公開している。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
㉟	**旧池田屋敷長屋門[市指定建造物]** 旧鈴木屋敷長屋門同様、三の郭に埋木舎以外で現存する2棟の武家屋敷の1棟である。江戸時代後期の建築である。解体修理を実施し、内部の馬屋跡等を復旧整備して平成23年から一般公開している。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
㊱	**いろは松** 二の郭から佐和口門を出た位置にある、中堀沿いの市有地の松並木である。江戸時代初期に土佐国から取り寄せた松を植えたもので、かつて47 本あったことが名前の由来と伝えられている。33本が現存し、景観重要樹木に指定されている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

３．調査・整備の履歴

（１）発掘調査

彦根城跡に係る発掘調査の履歴は以下のとおりである。なお、番号は次頁の図に対応する。

表：彦根城跡発掘調査一覧（指定地外を含む。建造物・石垣の保存修理に伴う調査を除く。）

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名（発行者/刊行年）
昭和 54 年度（1979）	①	彦根西中学校校舎に伴う発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第 11 集』（彦根市教育委員会/1985）
昭和 54 年度（1979）	②	分譲住宅造成に伴う発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第1集』（彦根市教育委員会・彦根市埋蔵文化財発掘調査団/1981）
昭和 55 年度（1980）	③	彦根東高等学校体育館建設に伴う発掘調査	県教育委員会	『滋賀県緊急雇用創出特別対策事業に伴う出土文化財資料化収納業務報告書Ⅱ-1』（滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会/2005）
昭和 57～59 年度（1982～1984）	④	彦根城博物館建設に伴う試掘・発掘調査	市教育委員会	『彦根城博物館調査報告Ⅰ』（彦根城博物館/1988）
昭和 59・60 年度（1984・1985）	⑤	彦根西中学校特別教室棟と管理棟建設に伴う発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第 11 集』（彦根市教育委員会/1985）
昭和 61 年度（1986）	⑥	彦根東高等学校資料室建設に伴う発掘調査	県教育委員会	『特別史跡「彦根城跡」県立彦根東高等学校資料室建設に伴う発掘調査報告書』（(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会/1986）
平成元・2年度（1989.1990）	⑦	下水道工事に伴う発掘調査	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡―公共下水道工事に伴う調査―』（彦根市教育委員会/1991）
平成 12～14 年度（2000～2002）	⑧	平成 12 年（作事所跡）、平成 13 年（米蔵会所・米蔵水門・作事所跡各地区）、平成 14 年（作事所跡地区［平成 13 年の続き］）の発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第 32 集』（彦根市教育委員会/2003）
平成 19 年度（2007）	⑨	彦根東高等学校耐震改修等工事に伴う発掘調査	県教育委員会	『特別史跡「彦根城跡」県立彦根東高等学校耐震改修等工事に伴う発掘調査報告書』（(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会/2010）
平成 20 年度（2008）	⑩	開国記念館エレベーター設置に伴う発掘調査	市教育委員会	『平成 20 年度彦根市文化財年報』（彦根市教育委員会/2010）
平成 20 年度（2008）	⑪	黒門番所トイレ建設に伴う発掘調査	市教育委員会	『平成 20 年度彦根市文化財年報』（彦根市教育委員会/2010）
平成 20・21 年度（2008・2009）	⑫	玄宮楽々園東側の桜場駐車場付近における範囲確認調査	市教育委員会	『名勝玄宮楽々園範囲確認調査報告書』（彦根市教育委員会/2011）
平成 21 年～（2009～）	⑬	玄宮園魚躍沼護岸保存整備に伴う試掘・発掘調査	市教育委員会	『平成 21 年度彦根市文化財年報』～（彦根市教育委員会/2011～）
平成 23・24 年度（2011・2012）	⑭	長曽根口御門跡における範囲確認調査	市教育委員会	『彦根城外堀関連遺構範囲確認調査報告書1』（彦根市教育委員会/2015）
平成 24・25 年度（2012・2013）	⑮	弘道館跡における範囲確認調査	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡彦根藩藩校弘道館跡範囲確認調査報告書』（彦根市教育委員会/2015）
平成 27 年度	⑯	外堀土塁における範囲確認調査	市教育委員会	『彦根城外堀関連遺構範囲確認調査報告書1』（彦根市教育委員会/2015）

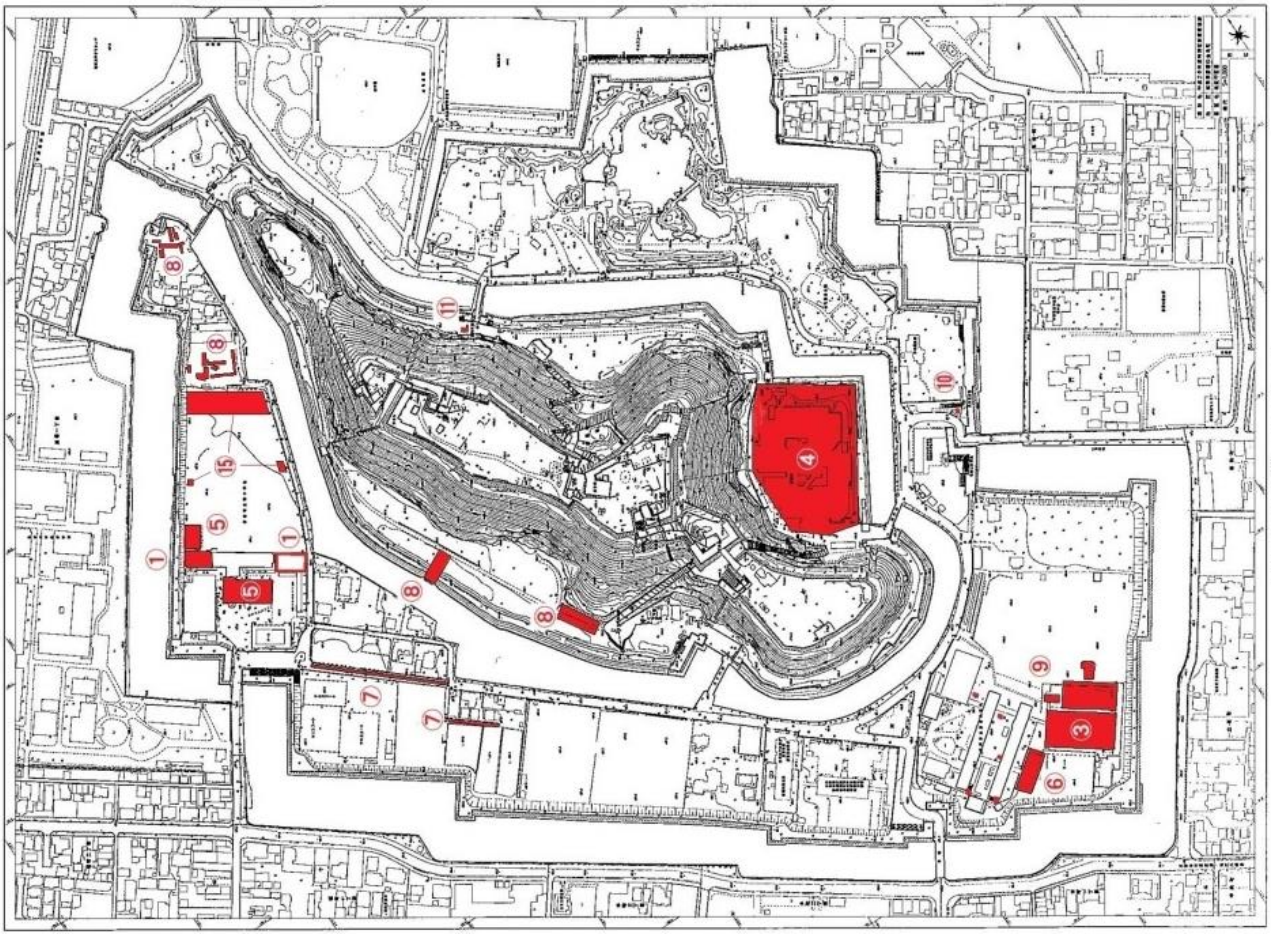

図：彦根城跡における発掘調査地点１（『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載）

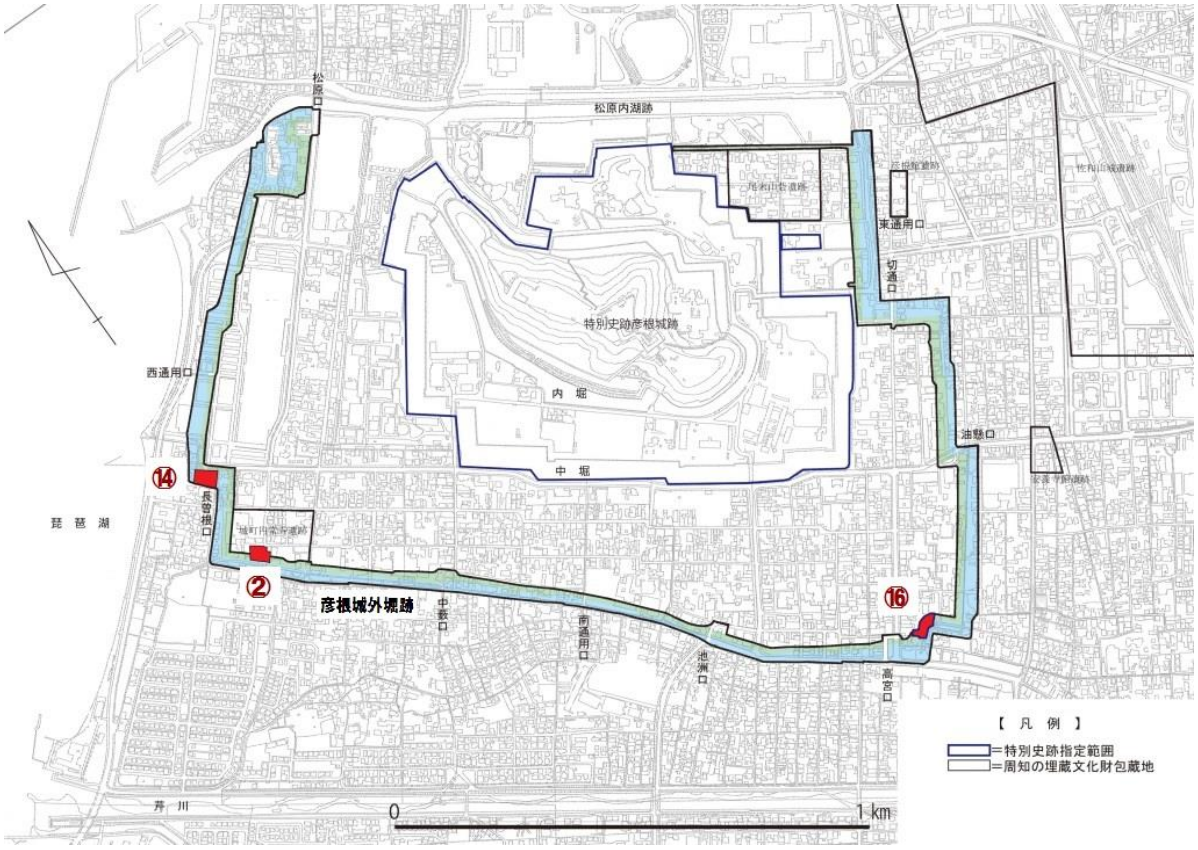

図：彦根城跡における発掘調査地点２（『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載）

（２）石垣修理及び調査

石垣修理及び調査については、昭和 48 年（1973）から実施している。なお、文化庁および滋賀県教育委員会の指導・助言のもと平成 11 年度（2009）に特別史跡指定地内の「石垣調査カード」を作成し、翌 12 年度から彦根市教育委員会文化財課が発掘調査を実施しつつ、石垣保存修理を継続的に実施している。

石垣修理及び調査の履歴は以下のとおりである。なお、番号は次頁の図に対応する。

表：特別史跡彦根城跡石垣保存修理事業一覧

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名（発行者/刊行年）
昭和 48 年度（1973）	1	本丸東側石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
	2	暗渠排水管設置に伴う中堀石垣一部撤去		
昭和 49 年度（1974）	3-4	表門・玄宮園前内堀石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
	5	京橋東側中堀外側石垣修理		
昭和 50 年度（1975）	6	黒門東側内堀内側石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
	7-9	表山道・内堀・船町口石垣修理		
昭和 51 年度（1976）	10-12	山崎口東側内堀内側（3箇所）石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
昭和 54 年度（1979）	—	鐘の丸石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
昭和 56 年度（1981）	14-15	大手橋左右付近	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
昭和 59 年度（1984）	16	いろは松石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
昭和 60 年度（1985）	17	大手山道石垣修理（昭和 60～63 年度）	市	『特別史跡「彦根城跡」大手山道石垣保存修理工事報告書』（彦根市/1989）
	18	表門橋南側石垣修理（登り石垣付近）	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
平成元年度（1989）	19	事故に伴う内堀石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
平成2年度（1990）	20	事故に伴う中堀石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
平成7年度（1995）	21	博物館裏石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
平成 10 年度（1998）	22	玄宮園琴橋修理に伴う石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
平成 12 年度（2000）	23	内堀沿い石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
	24	玄宮園龍臥橋修理に伴う石垣修理		『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会/2010）
平成 13 年度（2001）	25	内堀沿い石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
	26	米蔵水門石垣		
	27	表門橋石垣		
平成 15 年度（2003）	28	黒門周辺石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
平成 16 年度（2004）	29	花畑御舟着西側石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
平成 17 年度（2005）	30	太鼓丸西側石塁石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
	31	花畑御舟着東側石垣		

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名（発行者/刊行年）
平成 18 年度（2006）	32-38	内堀沿い石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
	39-40	内堀沿い石垣		
平成 19 年度（2007）	41-43	内堀沿い石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
平成 20 年度（2008）	44	内堀沿い石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』（彦根市教育委員会/2012）
	45	井戸曲輪塀門石垣		
	46	太鼓丸埋門石垣		
平成 21 年度（2009）	47	山崎山道石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書2』（彦根市教育委員会/2015）
	48	南大堀切石塁石垣		
	49	内堀沿い石垣		
	50	大手門虎庫裏塵取石垣		
	51	広小路御舟入石垣		
平成 22 年度（2010）	52	中堀沿い石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書2』（彦根市教育委員会/2015）
	53	内堀沿い石垣		
平成 22･23 年度（2010･2011）	54	中堀沿い石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書2』（彦根市教育委員会/2015）
平成 23･24 年度（2011･2012）	55	鐘の丸虎口石垣	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書2』（彦根市教育委員会/2015）
平成 23～25 年度（2011～2013）	56	太鼓丸東側石塁石垣	市教育委員会	『平成 23 年度彦根市文化財年報』（彦根市教育委員会/2013） 『平成 24 度彦根市文化財年報』（彦根市教育委員会/2014） 『平成 25 度彦根市文化財年報』（彦根市教育委員会/2015）
平成 26 年度（2014）	57	水手門付近石垣	市教育委員会	『平成 26 度彦根市文化財年報』（彦根市教育委員会/2016）
平成 27 年度（2015）	―	尾末町中堀外石垣	市教育委員会	『平成 27 度彦根市文化財年報』（彦根市教育委員会/2017）

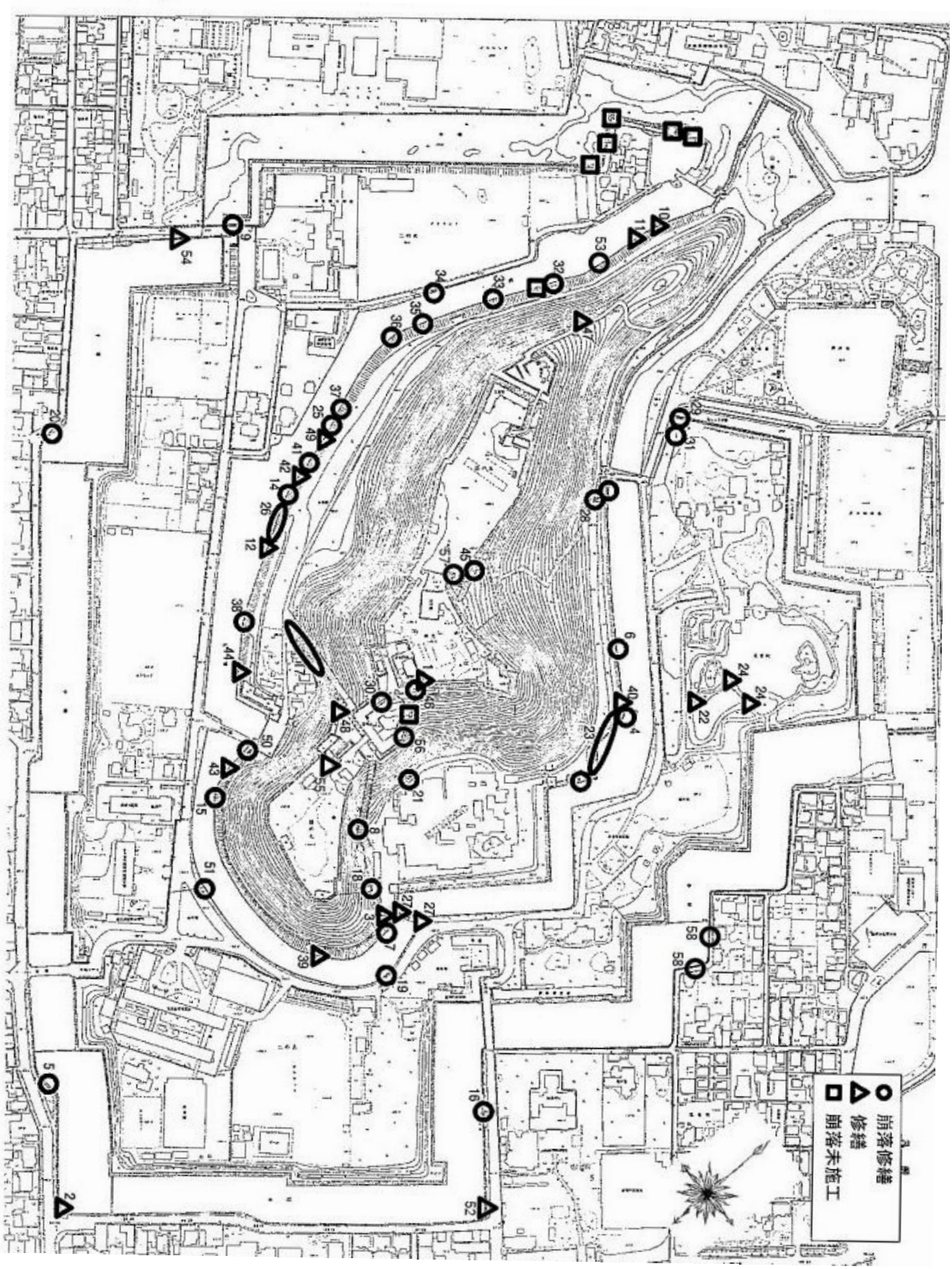

図：近年の石垣保存修理および崩落未施工位置図（『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載）

４．特別史跡の公開活用のための諸条件の把握

（１）特別史跡の公開状況

特別史跡彦根城跡は、大正４年（1915）に旧彦根町が内堀より内側と付属の池及び堀を井伊家から購入して公園としての利用を開始したことが一般公開の開始となった[7]。

現在は、特別史跡彦根城跡の内堀より内側及び玄宮園が有料公開範囲として定められている。以下の観覧料を支払うことで、原則下図の範囲での見学が可能となる。

彦根観光協会の「平成 30 年度事業報告」によると、平成 29 年度（2017）の入場者数は 853, 958 人（内外国人 30, 927 人）、平成 30 年度（2018）は 722, 916 人（内外国人 35, 716 人）となっている。

表：彦根城観覧料（玄宮園入園料含む）　令和2年(2020)1月現在

個人		団体					
		30 名以上		100 名以上		300 名以上	
一般	小・中学生	一般	小・中学生	一般	小・中学生	一般	小・中学生
800 円	200 円	720 円	180 円	640 円	160 円	560 円	140 円

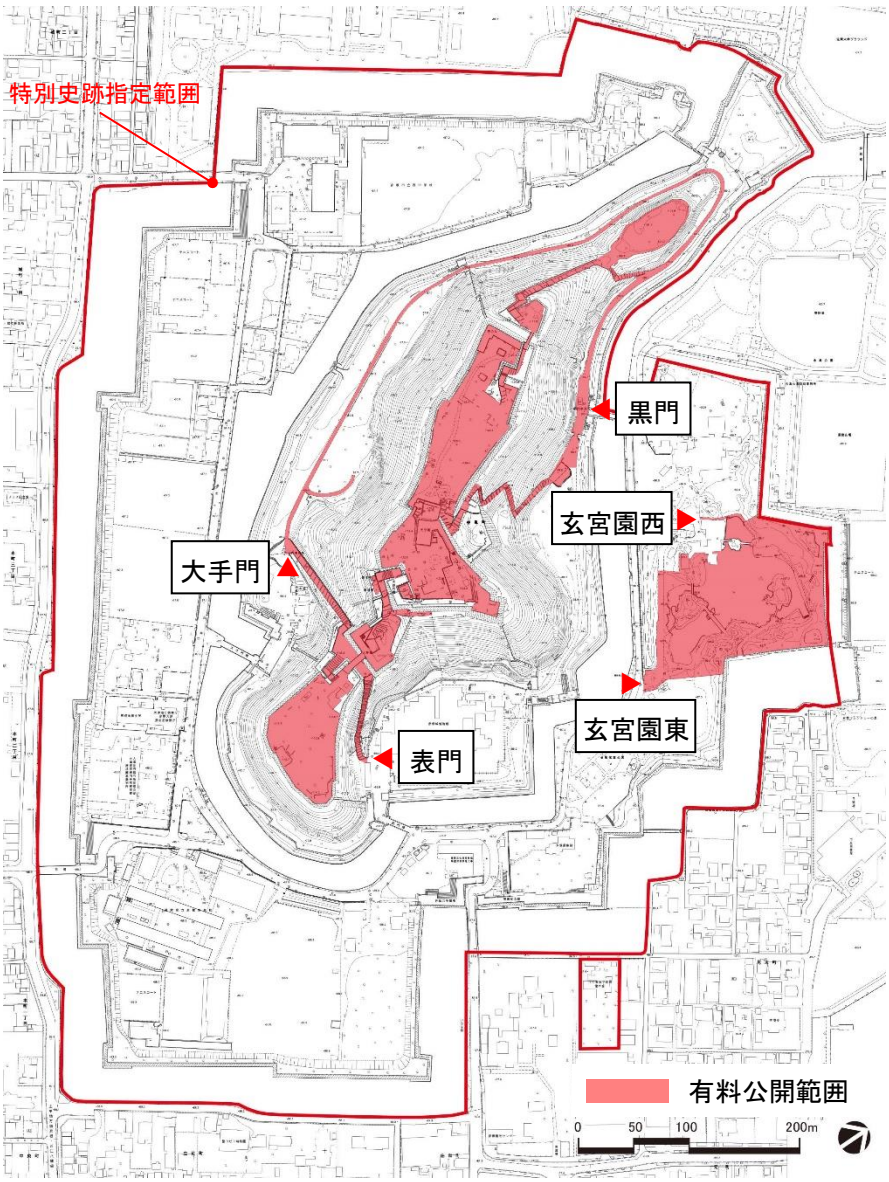

図：特別史跡彦根城跡有料公開範囲

7 昭和 29 年(1954)から観覧料を徴収することとなった。当時の観覧料は彦根市内在住の学生・生徒・児童を除き 10 円であった。

（２）特別史跡の公開・活用に関わる施設等

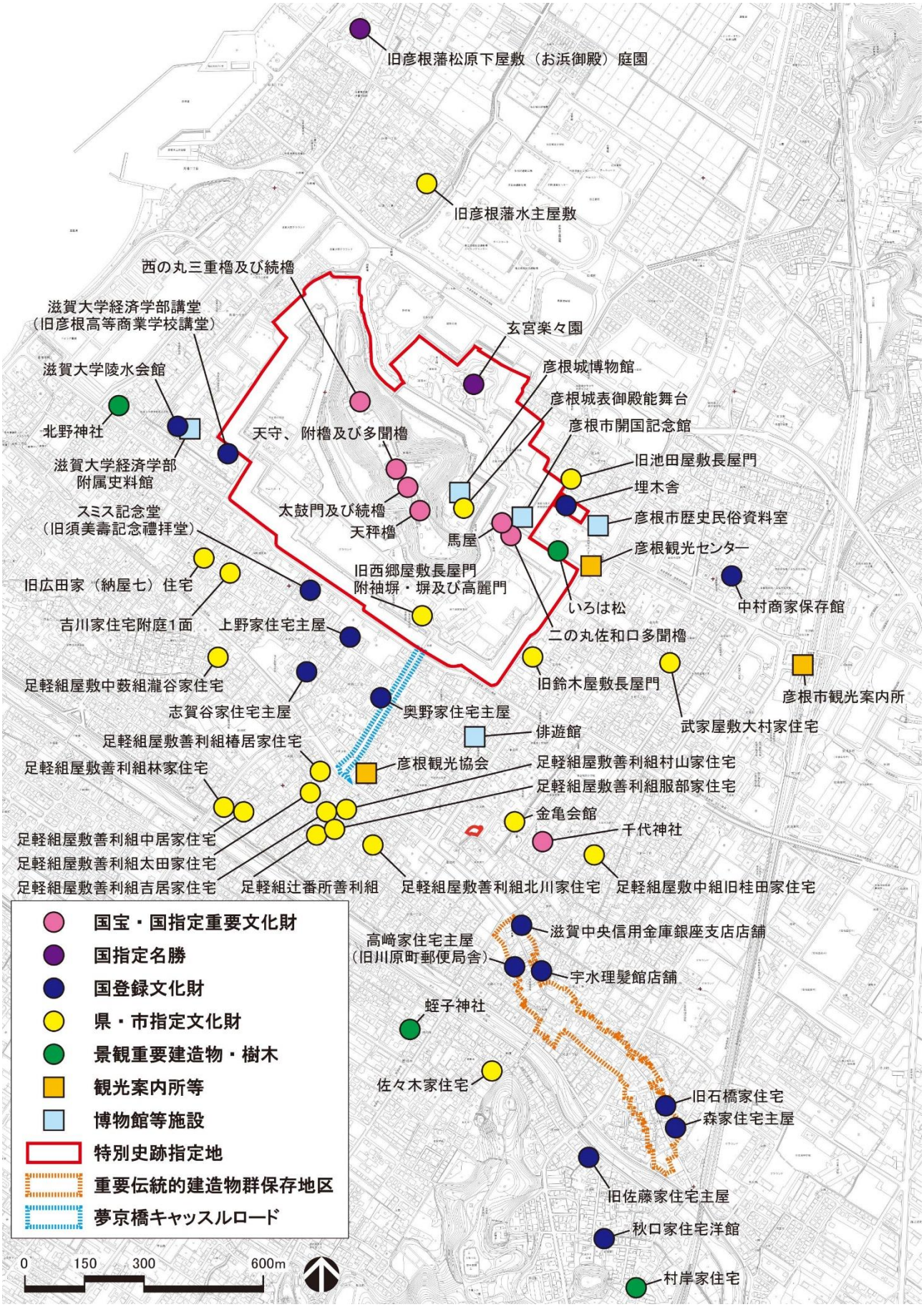

図：特別史跡周辺の指定文化財及び公開・活用に関わる施設等

特別史跡彦根城跡の指定地内外には指定文化財が多数存在している。特に彦根駅から以西及び芹川から松原内湖が存在した範囲には、慶長９年（1604）彦根城及び城下町の発展に伴って武家屋敷や足軽屋敷等が形成され、それらが多く現存している。また、特別史跡の南東に位置する彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区も、城下町の建設に起源を有して人々が集まる繁華街として栄えた伝統的なまちなみが現存している。

一方で、特別指定地の近辺は整備が実施されており、彦根観光センターや夢京橋キャッスルロード等の公開・活用の拠点となる施設も指定地に近接して立地する。彦根城跡のガイダンス施設としては、彦根城博物館と彦根市開国記念館がその役割を果たしているが、指定地外の近接する場所には彦根城や城下町の情報を提供する施設等は少ない。観光の起点となる彦根駅西口には、市の観光案内所が立地し、観光客への情報提供が行われている。

（３）特別史跡の公開・活用に関わる催事等

令和２年（2020）に特別史跡彦根城跡及びその周辺で開催される催事等は以下のとおりである。

長期間継続して開催する催事は、「井伊家ゆかりの社寺めぐり」のみであり、残りのイベントは短期間での開催となっている。主に冬季から春季にかけての開催が盛んであり、春季から夏季及び夏季から秋季にかけての催事等の開催は多くはない。

また、特別史跡内で実施される催事等は春季と秋季に限定される。

表：令和２年（2020）特別史跡彦根城跡及びその周辺での催事等　（**ゴシック**は指定地内で開催されるもの）

月 / イベント名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
彦根灯花会	■	■										■
井伊家ゆかりの社寺めぐり(終了時期未定)	■	■	■									
ご城下にぎわい市			■	■	■							
彦根にゃんといいまちロゲイニング大会～戦国ワンダーランド～			■									
彦根城桜まつり			■	■								
鳥人間コンテスト選手権大会							■					
彦根ゆかたまつり							■					
ひこね万灯流し								■				
彦根・北びわ湖大花火大会								■				
交流都市と彦根の観光と物産展										■	■	
ひこねの城まつりパレード											■	
錦秋の玄宮園ライトアップ											■	■

５．広域関連整備計画

特別史跡彦根城跡及びその周辺で計画されている事業は以下の通りである。なお下記事業は全て彦根市が事業主体となる。

表：事業計画一覧

事業分類	事業番号	事業名	事業期間	事業概要
歴史的建造物等の保存と活用に関する事業	1-1	特別史跡彦根城跡保存整備事業	平成 17 年度(2005) ～令和9年度(2027)	特別史跡彦根城跡の保存活用計画の推進を図るため、平成 27 年度に策定した特別史跡彦根城跡保存活用計画に基づき、平成4年度に策定した特別史跡彦根城跡整備基本計画の見直しを行う。 また、特別史跡内の石垣の保存修理を含めた史跡整備を実施し、文化財の適切な保存を行う。
	1-2	名勝玄宮楽々園保存整備事業	平成 17 年度(2005) ～令和9年度(2027)	名勝玄宮楽々園保存整備基本計画に基づき、池(魚躍沼)の護岸や園路、橋、歴史的建造物、槻御殿(楽々園)の楽々の間・御張出棟の保存修理を行う。また、名勝玄宮楽々園保存活用計画の策定を行う。
	1-3	河原町芹町地区伝統的建造物群保存整備事業	平成 30 年度(2018) ～令和9年度(2027)	重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付し、歴史的なまちなみの保全に努める。
	1-4	彦根城外堀跡保存整備事業	平成 21 年度(2009) ～令和9年度(2027)	平成 27 年度に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、残存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努める。 また、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、「長曽根口御門周辺」や「切通口御門周辺」、「その他の外堀関連遺構」について、保存、復元整備や外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備を実施する。
	1-5	歴史的風致形成建造物保存整備事業(金亀会館)	平成 20 年度(2008) ～令和9年度(2027)	金亀会館は、藩校弘道館の講堂として、教育学問の施設として使用されてきた歴史的な建造物であり、伝統の祭礼行事(千代神社の春祭り)の巡行ルートに隣接する文化財建造物であるため、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、老朽化が進んでいることから、歴史的風致の維持向上につながる学習活動の場として建造物の保存修理と活用を行う。
	1-6	歴史的風致形成建造物保存整備事業(魚屋町長屋)	平成 24 年度(2012) ～令和9年度(2027)	旧城下町の下魚屋町に位置し、魚屋町の町家が歴史的なまちなみを形成する中で最大規模の歴史的建造物であり、伝統の祭礼行事(北野神社の天神祭り)の巡行ルートに隣接する歴史的建造物あるため、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、老朽化が進んでいることから、建物調査・公有化を行い、歴史的建造物としての保存修理と活用を行う。
	1-7	未指定文化財調査事業	昭和 48 年度(1973) ～令和9年度(2027)	市内に残る未指定文化財について、所有者の承諾のもと調査を実施し、文化財として指定や登録などの保護措置の推進に努める。

歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業	2-1	旧城下町地区周遊環境整備事業	平成 24 年度(2012) ～令和6年度(2024)	旧城下町地区特有の町割りが残る通りを、徒歩または自転車によって移動しやすくする環境の整備推進ならびに代表的な歴史的建造物などを紹介する案内板の設置などに継続して取り組む。
	2-2	旧城下町地区周遊環境構築事業	平成 29 年度(2017) ～令和3年度(2021)	彦根 IC から観光の主要な目的地である彦根城に向かう道路は、観光シーズンを中心に慢性的な渋滞が起こっているため、旧城下町区域外に駐車場を設け、専用の周遊バスに乗り換えるパーク・アンド・バスライドの社会実験を通して、本格実施に向けて旧城下町地区周辺の渋滞の解消及びまち歩きしやすい環境の構築を検討する。
	2-3	無電柱化等道路修景事業	平成 23 年度(2011) ～令和9年度(2027)	旧城下町地区内を南北に通る市道佐和立花線について、まちなみ景観に調和するよう無電柱化ならびに歩道の修景整備を実施する。 彦根城の中堀沿いを通る都市計画道路である市道立花佐和線において、歩道の修景舗装や無電柱化を実施する。 重要伝統的建造物群保存地区河原町芹町地区の無電柱化及び修景舗装整備に向けて、検討を進める。 魚屋町地区、善利組足軽組屋敷地区、七曲がり地区において、歴史的な景観を形成するため修景舗装整備などの一定の方向性を検討する。
	2-4	歴史的地域環境保全再生事業	平成 22 年度(2010) ～令和9年度(2027)	歴史的な風景が残る地区において、地域と協働して歴史を生かしたまちづくり活動の推進に継続して取り組む。
歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業	3-1	伝統工芸継承支援事業	平成 27 年度(2015) ～令和9年度(2027)	彦根仏壇の伝統工芸に携わる職人の後継者問題に対応するため、彦根市地場産業活性化基本方針及び行動計画に基づき、彦根仏壇事業協同組合が行う彦根仏壇の活性化に係る人材育成や情報発信、イベント開催などの事業に対して補助を行う。
	3-2	伝統芸能継承事業	昭和 62 年度(1987) ～令和9年度(2027)	歴史的建造物の能舞台において、彦根城跡の季節の移り変わりを感じてもらいながら、伝統芸能である能・狂言を開催し市民が伝統芸能に触れる機会を創出する。
	3-3	伝統技術者育成支援事業	平成 23 年度(2011) ～令和9年度(2027)	玄宮楽々園などの庭園管理を行う技術者を育成し、文化財庭園を保存するため、庭園管理の専門家による庭園管理アドバイザー事業を実施する。
	3-4	歴史まちづくり活動支援事業	平成 24 年度(2012) ～令和9年度(2027)	彦根市内に増加しつつある空き町屋に対して、利活用の促進を図る活動を支援する。また、歴史的風致の維持向上のために取組む各団体が、彦根の歴史・文化の次世代への継承・発展や、市内に残る文化財を活用した地域活性化を推進するために行う事業に対して支援を行う。
	3-5	伝統的行催事開催事業	平成 30 年度(2018) ～令和9年度(2027)	彦根を代表する祭りのひとつである城まつりの開催を継続して行う。昭和 21 年に復活した彦根ゑびす講の開催を行う彦根商店街連盟に対して、開催に伴う活動の支援を行う。

歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業	4-1	**博物館展示・文化財等郷土資料公開事業**	昭和 62 年度(1987) ～令和9年度(2027)	彦根城博物館では、彦根藩主井伊家に伝来した、“ほんもの”の美術工芸品や古文書を中心に展示する常設展とともに、館外より資料を借用して開催する企画展や特別展を実施し、彦根を中心とした歴史や文化を広く紹介する。 開国記念館では、本市の埋蔵文化財調査で得られた成果を中心に、彦根の歴史に関する展示を行うなどの周知啓発を図る。 また、開国記念館以外でも市が所蔵する郷土資料の展示を行う。
	4-2	**歴史的風致情報発信事業**	平成 20 年度(2008) ～令和9年度(2027)	市の歴史・文化を多くの人に知ってもらうため、専門職員による文化財現地説明会や出前講座などを実施し普及啓発に努める。 旧城下町区域内のまち歩きをスマートフォンやタブレット端末を用いて、楽しみながら彦根のほんものの歴史を学ぶことができる多言語(4言語)に対応した史跡散策アプリを活用し、まち歩きしやすい環境の充実を行う。また、ボランティアガイドの育成支援を行う。

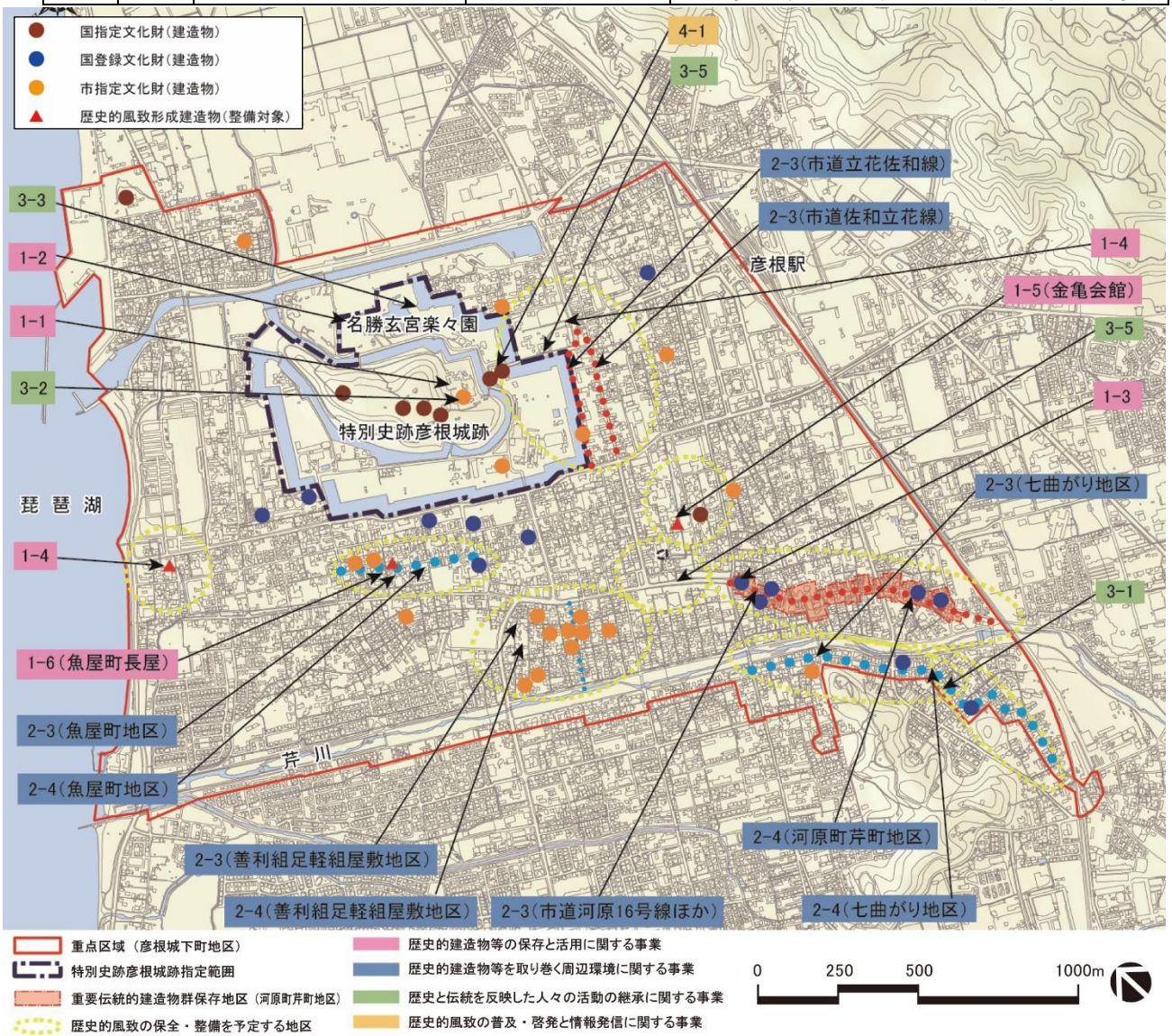

図：特別史跡彦根城跡及びその周辺で計画されている事業

（彦根市 2018『彦根市歴史的風致維持向上計画（第２期)』より転載・一部改変）

６．整備に関する課題

（１）遺構保存に関する課題

①石垣の保存整備

・崩落している又は崩落の危険性が高い石垣及び土塁の保存修理が必要である。

②指定範囲の明確化

・特別史跡指定範囲の境界標による明示が、現地で行われていない箇所が大半である。

③遺構の経過観察

・遺構の特性に応じて定めた必要項目について定期的なモニタリングを行い、関係者間でのモニタリング結果を共有することにより、彦根城跡の適切な保存管理を検討する必要がある。

・世界文化遺産登録を見据えて、遺産影響評価に基づいた継続的なモニタリング手法（PDCA サイクル等）を検討する必要がある。

（２）歴史的建造物・庭園等修復に関する課題

①歴史的建造物の保存整備

・広範囲に所在する文化財建造物等については、個別に防火・防犯対策が実施されており、全体的な防火・防犯体制の見直しが必要である。

・特別史跡指定地内の国宝・重要文化財建造物は公開されているものが多く来場者が見学することができるが、これらの多くの耐震診断が未実施である。

・玄宮楽々園においては、老朽化が進行する歴史的建造物（臨地閣、御茶座敷、御楽々間等）の修復が必要である。

・特別史跡内の西部内堀沿いに所在するヴォーリズ建築や滋賀県立彦根東高等学校の敷地内に所在する大正６年陸軍大演習に伴う大本営の大正天皇御座所等の近代建築物については、現在地での修理とするか移築とするかを検討する必要がある。

②庭園の保存整備

・玄宮園の崩落している池泉の護岸及び老朽化している橋、園路、変化した植栽及び水系等の修復が必要である。

（３）動線に関する課題

①回遊ルートの設定

・特別史跡指定地外の文化財建造物や城下町の景観を含めて、来場者が回遊できるためのルートの検討が必要である。

（４）遺構の表現に関する課題

・玄宮園において現在は失われてしまっている北部の敷石による枯流れや南部の州浜、平成 26 年度（2014）に追加指定された範囲（現在の桜場観光駐車場）の庭園の復元整備が必要である。

・楽々園において現在は失われてしまっている虎踞及び御茶所の２棟の茶室について発掘調査結

果や絵図資料等の根拠に基づき復元整備を実施する必要がある[8]。

・その他の現在失われている遺構の復元については、長期的な視点からの公開活用必要性の有無の検討を継続し、適宜計画の見直しの中で位置付けを行う必要がある。

（５）修景及び植栽に関する課題

①計画的な樹木等管理

・石垣等の遺構や景観に悪影響を与えている樹木等の適切な植生管理が必要である。

・石垣に沿って多く植樹されているサクラ等の樹木が、石垣や地下遺構へ悪影響を与える危険性があり、遺構保護を前提とした樹木管理が必要である。

②一体的な修景整備

・電気配線系統の錯綜により、電柱・照明灯・電線等の設備が景観を阻害している。

・追加指定された外堀土塁遺構は、特別史跡彦根城跡の一部である。二の郭や本丸[9]と同様の一体的な景観の保全が必要である。

③在来種の保護

・堀に生息しているミシシッピアカミミガメなどの外来種の繁殖による在来種（オニバス・イシガメ）への悪影響への対策が必要である。特にオニバスについては、中堀の景観保護から必要である。

（６）案内・解説施設に関する課題

①多言語化の導入

・案内・解説施設やパンフレット、ホームページの多くは日英の二か国語で運用されている。今後、外国人来場者の増加が見込まれるため、多言語化の推進が必要である。

③案内・解説施設の更新

・老朽化した案内板や解説板の修復が必要である。

・様々の事業によって幾つからのデザインにより、案内板・解説板が設置されている。将来的には、デザインの統一が必要である。

（７）管理施設及び便益施設に関する課題

①施設の更新

・本丸山上の公衆トイレ２箇所は、公共下水道へ未接続であることから、城内に埋設した浄化槽で処理をしていることから処理能力に限界があり、改善が必要である。

・老朽化した防災設備や電気設備等の更新が必要である。

・コンクリート橋等の耐久性の検証や損傷時の対応方針についても検討が必要である。

---

8 平成 27 年度に文化審議会の復元検討委員会において諮問。

9『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』p.60 に示されるように当時の一般的な呼称を用いて、本書では、第 1 郭を「本丸」、第 2 郭を「二の郭」、第 3 郭を「三の郭」として称する。

②インフラストラクチャーの再整備

・本丸に設置されている電気・水道・公衆トイレ等施設は、平成 20 年度まで市の観光課が担当していたこともあり、史跡の保存を考慮して整備されていない。

・指定範囲が広範囲にわたるため、防犯カメラなどの計画的配置や危機対応の体制整備といった危機管理システムの整備が必要である。

（８）公開・活用及びそのための施設に関する課題

①公開・活用範囲の拡充

・特別史跡指定地内に、公共施設や私有地が立地することから、公開・活用範囲が限られており、特別史跡彦根城跡の本質的価値の理解のために公開・活用範囲の拡大が必要である。

・彦根城跡全体の活用については、追加指定された外堀土塁遺構（惣構堀）を含めた特別史跡全体での検討が必要である。

・特別史跡指定地に所在する文化財建造物等については公開されているものが多いが、これらを活用した催しの開催等は多くない。文化財建造物等を活用した催し等の検討が必要である。

②情報提供の改善

・彦根城は、城下町を含めて形成された近世城郭であり、３重の堀に囲まれていた。特別史跡指定地だけでなく周辺も含めて彦根城跡であることが来場者に充分に理解されていない。

・個人所有者によって独自に公開・活用が行われている埋木舎の歴史的価値についての理解が深まるように、彦根市と所有者間での連携を図ることが必要である。

・彦根市内の全校を対象とした総合学習等の体系的な学校教育における活用が必要である。また、彦根城跡の歴史的価値の分かりやすい情報発信による市外及び県外での学校教育における活用の推進が必要である。

③ユニバーサルデザインの導入

・より多くの来場者に特別史跡彦根城跡について理解していただくために、二の丸佐和口多聞櫓等への恒久的なバリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインを導入した整備が必要である。

④有害鳥獣・害虫被害

・鳥類（アオサギ、チュウサギ、ダイサギ等）の営巣による糞害への対策が必要である。

（９）周辺地域の環境保全に関する課題

①彦根城天守への眺望の確保

・彦根駅側から彦根城天守への眺望については、ビル等によって眺望が阻害されている場所があるため彦根城天守への眺望を確保する必要がある。

②世界遺産登録を見据えた環境保全

・特別史跡指定地周辺の環境保全については、世界遺産登録を見据えてバッファゾーンを想定した方針を示す必要がある。

（10）地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する課題

①周辺施設と連携した地域での彦根城跡の本質的価値の醸成

・特別史跡彦根城跡の本質的価値の理解のため、彦根城跡及び関連する周辺の文化財及び施設等との積極的な連携が必要である。

②彦根城跡周辺の近代化遺産の位置付け

・特別史跡指定地周辺に立地するヴォーリズ建築等の近代建造物が多く所在する。保存活用計画では位置付けられていなかった特別史跡指定地周辺の近代建造物についても位置付けを検討する必要がある。

（11）整備事業に必要となる調査等に関する課題

①埋蔵文化財包蔵地における追加指定のための調査

・長曽根口御門や切通口御門等の諸門を含む外堀跡については「彦根城外堀跡」として平成 27 年（2015）11 月 13 日付けで埋蔵文化財包蔵地としての取扱いを開始しており、城下町全域についても「彦根城下町遺跡」として平成 29 年（2017）６月 19 日付けで埋蔵文化財包蔵地としての取扱いを開始している。令和２年（2020）１月 15 日現在までに彦根城外堀跡で範囲確認調査も含め９件の発掘調査、彦根城下町遺跡では３件の発掘調査を実施しており、今後も彦根城下全域の把握のため三の郭及び城下町での調査の継続が必要である。

・三の郭等の特別史跡指定地周辺では、本質的価値に係る地下遺構のための充分な保護のための施策がとれていない。今後、遺構の確認調査等を実施し、特別史跡として適切な範囲の追加指定が必要である。

・彦根城外堀跡については特別史跡の追加指定候補地であることから保存を前提とした調査を実施しており、継続的に調査を計画し、今後は長曽根口御門や切通口御門等の諸門や土塁等の整備や活用について検討していく必要がある。

（12）管理・運営に関する課題

①施設移転と文化財保存用地としての管理

・特別史跡指定地内に指定当時から存在した公立中学校・高等学校や裁判所などの公共施設、個人の住宅・農地については、移転を推進し、万全の文化財保護策をとるため、市が管理する文化財保存用地とすることが必要である。

②管理団体への指定

・特別史跡指定地全体の一元的な管理や世界遺産登録に向けた保護管理体制の構築のため、文化財保護法第 113 条に基づく管理団体に彦根市が指定される必要がある[10]。

---

10 文化財保護法第百十三条：史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。